

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
3月5日
(金曜日)

目次

告示	一
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)	一
海岸保全区域の指定(漁港漁場整備課)	二
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	三
道路の供用の開始(道路整備課)	四
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	四
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)	四
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課)	四
県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(警務課)	五
公告	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五
選管告示	六
山口県選挙管理委員会運営規程の一部改正	六
公安委告示	六
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正	六
労委公告	六
山口県労働委員会のおつせん員候補者	六

山口県告示第八十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住	発	起	所	氏	名
-----	---	---	---	---	---	---

漁船損害等補償法
百十三条第一項の申
出をする漁業協同組
合

加入区	下関市西部	下関市安岡本町三丁目一番三号	山城	博	山口県漁業協同組合
加入区	"	安岡本町二丁目七番一五号	重永	録一	

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦	覧	期	間	縦	覧	場	所
加入区	下関市西部	平成二十二年三月五日から同月十九日まで			山口県漁業協同組合			

山口県告示第八十五号

海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関成

一 海岸の名称

山口県山南沿岸徳山漁港海岸居守地区海岸

二 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三の各点を順次

結んだ線及び基点二三、補助点二三の一、一〇の一、一〇の二、九の一、八の一、七の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

- 一 周南市大字大島字枡塚四六番地の二四の標柱の位置(北緯三四度〇〇分三九・八三七八秒東経一三二度四九分五三・二五四七秒)
 - 二 基点一から二〇八度五三分三四秒二四六・四メートルの点
 - 三 基点二から一四九度二〇分五五秒二・七メートルの点
 - 四 基点三から一八四度二〇分三四秒九九・九メートルの点
 - 五 基点四から三四度一分四四秒一〇・八メートルの点
 - 六 基点五から三四度一分四四秒一三・六メートルの点
 - 七 基点六から一二度三三分四六秒六一・五メートルの点
 - 八 基点七から一〇九度一五分四四秒一三五・四メートルの点
 - 九 基点八から一二三度三分四七秒四九・六メートルの点
 - 一〇 基点九から一四八度三三分〇三秒八一・七メートルの点
 - 一一 基点一〇から一六四度三分四九秒二五・四メートルの点
 - 一二 基点一一から一八九度三分〇八秒三〇・二メートルの点
 - 一三 基点一二から二〇三度五三分四九秒四五・六メートルの点
- 補助点
- 一の一 基点一から一八度五三分三三秒三二・五メートルの点
 - 三の一 基点三から一四度四七分二八秒三〇・三メートルの点
 - 七の一 基点七から三三七度五二分一七秒二五・三メートルの点
 - 八の一 基点八から二五度〇六分一八秒一九・一メートルの点
 - 九の一 基点九から四五度〇二分一〇秒二四・三メートルの点
 - 一〇の一 基点一〇から六六度〇一分二一秒四八・一メートルの点
 - 一一の一 基点一一から六六度〇一分二一秒二三・八メートルの点
 - 一二の一 基点一二から六三度〇〇分四〇秒五四・〇メートルの点

注 方位は、真方位とする。

山口県告示第八十六号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関成

二十六 山口県山南沿岸福川漁港海岸福川地区海岸に関する部分を次のように改める。

二十六 海岸の名称

(一) 山口県山南沿岸福川漁港海岸福川地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四の各点を順次結んだ線及び基点一四、補助点一四の二、一四の一、一一の三、一一の二、一一の一、七の一、四の二、四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 周南市温田二丁目四一六番地の八の標柱の位置(北緯三四度〇四分一〇・八三七七秒東経一三二度四四分三九・二六九秒)
 - 二 基点一から一〇度四一分二二・一秒一三三メートルの点
 - 三 基点二から三四五度三分一三・一秒九七メートルの点
 - 四 基点三から二六一度五九分一三・四秒一三三メートルの点
 - 五 基点四から三五三度二四分五八・八秒七六メートルの点
 - 六 基点五から二六九度一〇分五一・〇秒一五一メートルの点
 - 七 基点六から一六五度二六分三四・四秒五二八メートルの点
 - 八 基点七から二二五度一分五三・三秒六〇〇メートルの点
 - 九 基点八から三四六度五六分〇五・二秒八九四メートルの点
 - 一〇 基点九から二六四度四六分〇一・九秒一〇五メートルの点
 - 一一 基点一〇から一六九度〇五分五九・四秒一、〇五四メートルの点
 - 一二 基点一一から二四二度〇四分〇三・七秒一八五メートルの点
 - 一三 基点一二から二八六度三九分四五・四秒三六〇メートルの点
 - 一四 基点一三から二六一度四八分三三・三秒五六メートルの点
- 補助点
- 一の一 基点一から二五六度三分〇〇・〇秒四〇メートルの点
 - 四の一 基点四から一三七度〇一分二四・〇秒七七メートルの点
 - 四の二 基点四から二〇五度五六分五五・〇秒九五メートルの点
 - 七の一 基点七から一二〇度〇五分二九・七秒九六メートルの点

山口県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 岩国佐伯線
道路の区域

区 間 岩国市美和町生見字貞清三八三五の 一地从先から 同市美和町北中山字市ノ川一一六五 の三地从先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	最狭 四五・〇 最広 四四・五	一、三〇二・〇	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 一四・二 最広 一五・一	一、三〇二・〇	

道路の種類 県道
路線名 美東秋芳西寺線
道路の区域

- 一一の二 基点一から一〇五度一五分二〇・三秒一八七メートルの点
 - 一一の二 基点一から一三四度五五分三三・四秒二八〇メートルの点
 - 一一の三 基点一から一七四度五二分〇六・五秒二五一メートルの点
 - 一四の二 基点一四から一九二度四五分二二・九秒七七メートルの点
 - 一四の二 基点一四から二四一度四五分二二・九秒四〇メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律
(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四
年法律第八十八号)第十一條の基準に従って測定したものであ
る。

2 方位は、真方位とする。

区 間 美祢市秋芳町秋吉字白土一八四二の 一地从先から 同市秋芳町秋吉字四ツ辻二〇八一の 五地从先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	最狭 二四・六 最広 二五・二	二二六・九	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 二〇・〇 最広 二〇・九	二二六・一	

道路の種類 県道
路線名 山陽豊田線
道路の区域

区 間 下関市豊田町大字中村字古殿八三七 の一地从先から 同市豊田町大字殿敷字長正寺一九一 の一地从先まで 下関市豊田町大字中村字古殿八三七 の一地从先から 同市豊田町大字中村字松ヶ鼻八五二 の七地从先まで 下関市豊田町大字中村字松ヶ鼻八五 二の七地从先から 同市豊田町大字矢田字今熊一三〇地 先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	最狭 一九・一 最広 一九・二	二、三五九・二	終点の変更によ る。下関長門線 の道路の区域 (重用)
	旧	最狭 一七・五 最広 一七・九	一、一七六・三	
		最狭 三一五・二 最広 三一五・〇	一、五五三・八	下関市道矢田線 の道路の区域

道路の種類 県道
路線名 東吉部秋吉線
道路の区域

区 間 美祢市秋芳町秋吉字新開一八四四の 一地从先から 同市秋芳町秋吉 同字一八四四の二 の二地从先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	最狭 一六・六 最広 一六・八	四六・三	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 一三・四 最広 一三・八	四六・〇	

山口県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
岩国市美和町生見字貞清三八三五の一地先から 同市美和町北中山字市ノ川一六五の三地先まで		平成二十二年三月六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
美祢市秋芳町秋吉字白土一八四一の一地先から 同市秋芳町秋吉字四ツ辻二〇八一の一地先まで		平成二十二年三月六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
美祢市秋芳町秋吉字新開一八四四の一地先から 同市秋芳町秋吉 同字一八四四の二地先まで		平成二十二年三月六日

山口県告示第八十九号

公営住宅法施行令第一条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中「L棟」を「N棟」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「A棟」を「D棟」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「一号棟」の下に「及び二号棟」を

加え、「二号棟」を「三号棟」に改め、同表恋路県営住宅の項中「C棟まで」の下に「及びE棟」を加え、同表高井県営住宅の項中「J棟」を「K棟」に改める。

山口県告示第九十号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中「五二五」を「四六五」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「一三六」を「八八」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「二九〇」を「二八〇」に改め、同表恋路県営住宅の項中「四八」を「六九」に改め、同表高井県営住宅の項中「九〇」を「一三八」に改める。

山口県告示第九十一号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

一の表中

防府市職員労働 組合執行委員長 打道晋一	〃 寿町七番 一号	防府市職員労働 組合	〃 寿町七番 防府市役 所	平成二二、 四、三
株式会社山口県 高等自動車学校 防府市職員労働 組合執行委員長 打道晋一	山口市朝倉町二 番三号	山口県高等自動 車学校	〃 大字浜方 防府市役 所	平成二二、 四、一

を

に改め

山口県告示第九十二号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十二年山口県告示第五十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ガソリン 警察情報ネットワーク端末装置」を「警察情報ネットワーク端末装置」に改める。



(五八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年四月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 八坂地区むらづくり協議会

代表者の氏名 山本 榮一

主たる事務所の所在地 山口市徳地八坂一一九〇番地の一

三 定款に記載された目的

八坂地区を中心とした住民に対して、やまぐちサッカー交流広場を拠点とした地区内の農林産物販売活動等を通じ、都市住民と農村との交流を促すとともに、地区住民との連携により住み良い地区づくりを行い、八坂地区の活性化に寄与すること。

(五九) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十二年三月五日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

- 周南都市計画公園二・二・二百一金輪街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二本町街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百四中市街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百七宮前街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百八中豊井街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百九相生街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十栄町街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十一古川街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十二半上街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十三西市街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十四百田街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十五豊井街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十六寺迫街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十七旗岡街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十八八丈街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百十九大河内街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十東光寺街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十一藤光街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十二上藤光街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十三上高塚街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十四琴平街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十五申川街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十六垣内街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十七東開作街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百二十八荒神街区公園

- 周南都市計画公園二・二・二百二十九西開作街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十香力西街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十一上小堤街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十二中香力街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十三住吉街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十四上香力街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十五森金街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十六平畑街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十七草ヶ迫街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十八井手ノ上街区公園
- 周南都市計画公園二・二・二百三十九大田街区公園
- 周南都市計画公園二・三・二百四十一鴨沢街区公園
- 周南都市計画公園二・三・二百四十二船入街区公園
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所
- 山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第十五号

山口県選挙管理委員会運営規程（昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

第十九条第一項中、「防府県税事務所」を削る。

別表第一中

り、「山口市」を「山口市 防府市」に改める。

別表第二中

山口県選挙管理委員会防府地方事務局	防 府 市
-------------------	-------

を 削

防府地方事務局局長印

山口県選挙管理委員会防府地方事務局局長之印

二〇 公文書用

を削る。

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。



山口県公安委員会告示第七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年三月十一日から施行する。

平成二十二年三月五日

山口県公安委員会

表山口県岩国警察署の部板上警察官駐在所の項を次のように改める。

美和警察官 駐在所	岩国市美和 町洪前	岩国市のうち美和町長谷、美和町日宛、美和町大根川、美和町百合谷、美和町釜ヶ原、美和町瀬戸ノ内、美和町中垣内、美和町黒沢、美和町滑、美和町西畑、美和町下畑、美和町生見、美和町阿賀
--------------	--------------	--

表山口県岩国警察署の部生見警察官駐在所の項を削る。



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成二十二年二月二十四日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十二年三月五日

山口県労働委員会会長 瀧 井 勇

氏 名	略 歴
瀧井 勇	山口県労働委員会公益委員 山口県労働協会理事長
中坪 清	山口県労働委員会公益委員 弁護士
有田 謙司	山口県労働委員会公益委員 専修大学法学部教授
大田 明登	山口県労働委員会公益委員 弁護士
北本 時枝	山口県労働委員会公益委員 税理士
大塚 健二	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長
杉本 郁夫	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
鈴木 博文	山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
中野 威	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
宮本千代子	山口県労働委員会労働者委員 UIゼンゼン同盟丸久労働組合専従書記
坂田 守	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産海運株式会社相談役
正木 宏明	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長
山中 直之	山口県労働委員会使用者委員 山口県経営者協会専務理事
柳澤 旭	前山口県労働委員会公益委員
長嶺 平治	前山口県労働委員会労働者委員
大谷 憲史	前山口県労働委員会使用者委員
西本 達喜	山口県労働委員会事務局長
甲木 順二	山口県労働委員会事務局長

歴

平成二十二年三月五日印刷
発行

発行
行人所

山口県知事
山田 隆